

島根県公式観光サイト「しまね観光ナビ」広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人島根県観光連盟（以下「連盟」という。）が管理する島根県公式観光サイト「しまね観光ナビ」に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 バナー（画像で表示された情報）により、広告主が指定するウェブサイトへリンクする機能を有するものをいう。
- (2) 広告枠 広告を掲載するため、サイト上に表示された区域をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告を募集する対象は、島根県の観光に関連するウェブサイトとし、県内の市町村、観光協会、広域観光推進団体等、公益目的の事業を行う団体が運営するものとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、または該当するおそれがあると認められるものについては、当該広告を掲載しないものとする。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害、名誉を棄損するもの
- (4) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 広告であること又は広告の内容が不明確であるもの
- (9) 広告主の名称が明示されないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (10) 個人の氏名広告
- (11) 不当な比較広告
- (12) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (13) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの
- (14) サイトの運営に支障をきたすもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと連盟が認めるもの

3 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載しないものとする。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する「貸金業」）に係るもの

(3) ギャンブルに係るもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと連盟が認めるもの

(広告の禁止表現)

第4条 次の各号に掲げるものを広告の禁止表現とし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しないものとする。

(1) 点滅、切り替え、反転などの動きのある表示

(2) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど）

(3) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）

(4) その他、広告の表現として適当でないと連盟が認める表示

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は、別途定めるものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月単位で最長12か月とし、年度ごとの申込による継続掲載も可能とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告は、書面及び公式観光サイト等により年度ごとに募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載を希望する者は、所定の様式により連盟に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 連盟は、前条の規定により広告掲載の申込みがあった場合は、第3条の規定に基づきより別途要領の定めにより審査し、決定するものとする。

2 前項の審査において、第5条の規定で定めた枠数を超えて広告掲載の申込みがあった場合は、次の各号の申込者の順位により広告掲載を決定するものとする。この場合、同じ順位のとときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定するものとする。

(1) 連盟の会員

(2) 島根県の観光振興に寄与する法人及び団体の広告

(3) 公益法人及び公益的団体の広告（前号に掲げるものを除く。）

(4) 企業のうち公共性が高く、かつ県内に事業所等を有するもの

3 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。

(広告バナー画像の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告バナー画像を作成し、掲載開始日の10日前までに、連盟に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告バナー画像に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 連盟は、第1項の規定により提出された広告バナー画像の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、別途定めるものとする。なお、消費税改定等の理由により掲載料を変更する場合がある。

2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、連盟が発行する請求書に基づき、指定した日までに支払うものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 連盟は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 第10条第1項の規定により定められた期日までに広告バナー画像が提出されないとき

(2) 第11条第2項の規定により定められた期日までに広告掲載料が支払われなかったとき

(3) 第3条又は第4条の規定に反すると判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により連盟にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 連盟は、原則として支払を受けた広告掲載料については返還しないものとする。

(広告の変更)

第15条 広告主は、掲載期間中において広告を変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、連盟にあらかじめ連絡するものとし、第10条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日の10日前までに連盟に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のウェブサイトの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならないものとする。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、連盟と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、連盟が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年3月10日から施行する。